

東京都立図書館視覚障害者等サービス要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都立図書館館則（昭和 62 年 3 月 20 日東京都教育委員会規則第 11 号）第 7 条及び第 14 条第 2 項の規定に基づく視覚障害者等に対するサービス事業（以下、「視覚障害者等サービス」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービス対象)

第 2 条 この要綱により、東京都立図書館視覚障害者等サービスを利用することのできる者は、著作権法 37 条第 3 項の規定に定める視覚障害者等のうち、東京都内に居住、又は通勤若しくは通学する個人で、第 3 条の規定に掲げる手続きを終了した者とする。

(登録手続き)

第 3 条 視覚障害者等サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）は、事前に東京都立中央図書館又は東京都立多摩図書館（以下、「館」という。）において、以下の各号により登録の手続きをしなければならない。

一 利用者又は代理人（以下、本条において「利用者等」という。）が手続きのために来館できる場合、東京都立中央図書館長又は東京都立多摩図書館長（以下、「館長」という。）は、利用者等に登録申込書（様式 1）の作成を求めるとともに、利用者等に対する聞き取り調査等により、利用登録確認項目リスト（様式 2）に掲げる要件を満たすことを確認しなければならない。

二 利用者等が手続きのために来館できない場合、館長は、登録申込書及び利用登録確認項目リストを利用者等あてに郵送し、該当事項の記載及び返送を求めなければならない。

2 館長は、利用者に事故等が生じ録音資料等の返却できなくなった場合に利用者に代わって返却等を求める相手方として、連絡協力者の氏名及び連絡先を登録申込書に記載するよう、利用者等に求めることができる。この場合、前項第一号に掲げる代理人を連絡協力者とすることができる。

(登録の有効期間)

第 4 条 登録の有効期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度末とする。ただし、利用者等から特段の申し出がない場合は、自動更新するものとする。

(資料の利用)

第 5 条 利用者は、次の各号に掲げる方法により、東京都立図書館所蔵資料（以下、「資料」という。）を利用することができる。

- 一 対面音訳を受けること
- 二 録音資料等を借受けること
- 三 点字資料を閲覧又は借受けること
- 四 館所蔵の機器を利用して資料を音声に変換し情報を得ること

(音訳者)

第 6 条 利用者が対面音訳又は録音資料等の製作を希望したときは、館長は対面音訳又は録音資料等の製作を音訳者に依頼するものとする。

2 音訳者は館に登録しなければならない。登録基準等については、館長が別に定める。

(音訳室)

第7条 対面音訳、点字資料の閲覧、及び資料の録音は、対面音訳室等又は録音室で行う。

(対面音訳利用の予約)

第8条 利用者は、対面音訳を利用する場合にあらかじめ希望する日時を館に申し出なければならない。

(録音資料等の製作)

第9条 館長は、利用者が借受けを申し出た録音資料等(以下、本条において「申出資料」という。)がないときは、資料を製作して貸出すことができる。ただし、館長は申出資料を製作する前に、「障害者サービスのための著作物の複製等に関する著作権法37条第3項ガイドライン」第9項に定める手続きにより、市販される資料(予定を含む。)が存在しないことを確認しなければならない。

2 前項の規定に基づき市販される資料が存在する場合は、館長は、借受けを申し出た利用者にもその旨を通知しなければならない。

(録音資料等の貸出タイトル数)

第10条 録音資料等の貸出タイトル数は、墨字資料10タイトル分に該当するタイトル数までとする。

(録音資料等の貸出期間)

第11条 録音資料等の貸出期間は、2ヵ月以内とする。ただし、館が特に必要と認めたときは、期間を延長することができる。

(録音資料等の借受け・返却)

第12条 利用者は録音資料等を借受けるときは、館に電話、口頭又は電子メールで申し出なければならない。

2 館は、前項の申し出を受けたときは、録音資料等を利用者に直接貸出し又は郵送しなければならない。ただし、都内区市町村立図書館に登録している利用者が館所蔵資料の利用を希望する場合は、協力貸出の方法により送付できる。また、特別支援学校及び支援学級に対する送付については、都と区市町村間の交換便を利用することができるものとする。

3 利用者は、録音資料等を返却するときは、郵送、協力貸出による返送、交換便による返送又は館に持参することとする。

(点字資料の製作)

第13条 館長は、利用者が借受けを申し出た点字資料がないときは、資料を点訳して貸出すことができる。

2 点訳者の選定基準については、館長が別に定める。

(点字資料の貸出タイトル数)

第14条 点字資料の貸出タイトル数は、墨字資料3タイトル分に該当するタイトル数とする。

(点字資料の貸出期間)

第15条 点字資料の貸出期間については、第11条の規定を準用する。

(点字資料の借受け・返却)

第 16 条 点字資料の借受け及び返却については、第 12 条各項の規定を準用する。

(録音資料等及び点字資料の図書館間相互貸借)

第 17 条 館長は、第 9 条から第 16 条までのサービスをより一層向上させるために、次の各号に掲げる図書館と録音資料等及び点字資料の図書館間相互貸借を行う。

- 一 東京都内の公立図書館で、視覚障害者等サービスを実施する図書館
- 二 国立国会図書館が行う「点字図書・録音図書全国総合目録」事業に参加する公立図書館及び点字図書館
- 三 都内の国公立特別支援学校及び特別支援学級
- 四 その他、著作権法施行令第 2 条第 1 項の各号に定める図書館

(登録の取消し及び貸出しの停止)

第 18 条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、登録を取消し、又は貸出しを停止することができる。

- 一 登録申込書に虚偽の記録をしたとき
- 二 借受資料を他に転貸したとき
- 三 再度督促を受けても、なお借受資料を返却しないとき
- 四 著作権を侵害するおそれのあるとき
- 五 借受資料に損傷を与えるおそれのあるとき
- 六 その他、この要綱及び館の指示に従わないとき

(図書館相互貸借における損害賠償)

第 19 条 館長は、借受館が借受録音資料又は点字資料を紛失又は損傷したときは、その損害を賠償させなければならない。ただし、館長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(著作権の処理)

第 20 条 館長がこの要綱に基づいて資料を複製する場合は、著作権法 37 条第 3 項ただし書きの規定を遵守しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めのあるもののほか、視覚障害者等に対するサービスについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。この要綱の制定に伴い、「東京都立中央図書館視覚障害者サービス要綱」(14 中サ情第 235 号) および「東京都立多摩図書館視覚障害者サービス要綱」(14 多摩図第 311 号) は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。